

「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・
「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」推進事業実施要領

（目的）

- 第1 喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患など多くの疾患の危険因子であり、喫煙者だけでなく、周囲の非喫煙者にも健康被害を及ぼすことから、喫煙対策は生活習慣病を防止する上で重要な課題である。改正された健康増進法が令和2年4月1日から全面施行となり、望まない受動喫煙の防止を図るため、施設の区分に応じ喫煙を禁止する等、管理権原者の講ずべき措置等が規定された。また、平成27年6月1日から施行された労働安全衛生法において、労働者の受動喫煙を防ぐために、事業者及び事業場の実情に合わせて適切な受動喫煙防止対策を講じることが事業者の努力義務とされている。
- これらのことから、県内の施設管理者や施設に準ずる環境としてのタクシー会社等の管理者に対し、禁煙の措置を講ずるよう促し、もって県民の良好な健康づくりのための環境整備に資することを目的とする。

（実施主体）

- 第2 実施主体は、地域県民局地域健康福祉部（保健総室）とする。

（定義）

- 第3 「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」（以下「空気クリーン施設」）とは、施設内禁煙対策が適正に実施されていることが確認できた施設とする。
- 「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」（以下「空気クリーン車」）とは、車内禁煙対策が適正に実施されていることが確認できたタクシー等の車両とする。

（対象）

- 第4 本事業の対象は、県内の禁煙対策を行っている学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設及びタクシー等の車両とする。

（事業内容）

- 第5 地域県民局地域健康福祉部は、管轄の対象施設及びタクシー等の車両に対し、令和5年7月31日まで次の（1）、（2）及び（3）の事業を行い、令和7年3月31日まで次の（4）の事業を行う。
- （1）「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」届出書（様式1）の受理
 - （2）現地調査（別表1・2）
 - （3）適合証（『空気クリーン施設』等ステッカー）の交付
 - （4）「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」登録表（様式2）の整備。公表の同意を得られた場合は、地域県民局地域健康福祉部または青森県のホームページに掲載する。

(変更)

第6 「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」は、施設名、代表者氏名、住所、電話番号、(タクシー等の車両の場合車種、車両番号)に変更があったときは、「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」変更届出書(様式3)を地域県民局地域健康福祉部に提出する。

(登録の取消)

第7 地域県民局地域健康福祉部は、「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」から禁煙を取りやめたい旨の申し出があったとき、または、「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」が第3に掲げる定義に合致していないことが確認できたときは、登録を取り消すことができる。この時、「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」は、「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」登録取消届出書(様式4)の提出を行い、速やかにステッカーを返却することとする。

(周知・普及)

第8 地域県民局地域健康福祉部は、飲食店関係者や調理師等、事業対象となる施設等関係者を対象とした研修会、講習会、会議等において、また広報やマスメディアを活用し、制度の周知及び普及を図る。

(報告)

第9 地域県民局地域健康福祉部は、四半期ごとに「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」登録表(様式2)をがん・生活習慣病対策課に提出する。

(認証の基準内容)

第10 禁煙の内容等は、以下のいずれかに該当する場合とする。

(1) 施設

- ①室内全面禁煙が表示されている
- ②灰皿が置かれていない

(2) タクシー等の車両

- ①禁煙車の明示がされている
- ②車内の灰皿が使われていない

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項はがん・生活習慣病対策課長が別に定める。

(廃止)

第12 この要領は、令和7年3月31日に廃止する。

附 則

この要領は、平成16年6月17日から施行する。

この要領は、平成17年6月6日から施行する。

この要領は、平成18年1月6日から施行する。

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

この要領は、平成19年4月3日から施行する。

この要領は、平成20年4月23日から施行する。

この要領は、平成22年6月23日から施行する。

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

この要領は、平成27年6月 5日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年12月21日から施行する。

2 当分の間、青森市所在の施設又は車両については、第2中「地域県民局地域健康福祉部（保健総室）」とあるのは「がん・生活習慣病対策課」、第5、第6及び第7中「地域県民局地域健康福祉部」とあるのは「がん・生活習慣病対策課」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月6日から施行する。

(様式1)

「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・

「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」

届出書

年 月 日

殿

申請者 施設名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記のとおり、「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」の認定を受けたいので、「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」推進事業実施要領の第5の1の規定により申し込みます。

また、認定された場合は、適合証（『空気クリーン施設』等ステッカー）を交付されるようお願い出ます。

記

認 証 希 望 施 設 等	所在地	
	名 称	(タクシー等の車両の場合 車種 車両番号)
	種 別	1 官公庁 2 文化施設 3 教育・保育施設 4 医療施設（機関） 5 福祉・介護施設 6 体育施設 7 事業所（50人以上、50人未満） 8 公共交通機関 9 飲食店 10 宿泊施設 11 その他施設（ ） 12 タクシー等の車両
公表の希望	1 インターネットによる公表を 承諾する しない	

* ステッカー発行状況

登録番号 _____

(様式3)

「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・
「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」
変更届出書

年 月 日

殿

申請者 施設名 _____
代表者氏名 _____
住所 _____
電話番号 _____

下記のとおり変更したので、届け出します。

記

1. 登録番号（不明の場合は空欄で構いません。）
2. 施設名、代表者氏名、住所、電話番号、（タクシー等の車両の場合車種、車両番号）
の変更

(旧)	(新)

3. 公表の希望

インターネットによる公表を 承諾する しない

(様式4)

「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・

「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」

登録取消届出書

年 月 日

殿

申請者 施設名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記のとおり、登録取り消しの届け出をします。

記

1. 登録番号（不明の場合は空欄で構いません。）

2. 取消理由

別表1（施設）

1. 基準内容の点検項目

	点 検 項 目
室内全面禁煙	チェック1 <input type="checkbox"/> 室内全面禁煙が表示されている
	チェック2 <input type="checkbox"/> 灰皿が置かれていない

注1 すべての点検項目が満たされていること。

- 2 建物の所有対象が異なり独立した施設区分（所属単位等）ごとに対応が異なる場合、施設内の共有部分（廊下、エントランスホール等）にも灰皿が置かれていない場合に該当とする。

別表2（タクシー等車両）

1. 基準内容の点検項目

チェック1 <input type="checkbox"/> 禁煙車の明示がされている	注1 それぞれ、すべての点検項目が満たされていること。
チェック2 <input type="checkbox"/> 車内の灰皿が使われていない	

認証希望施設の種別例

区分	番号	種別名	施設等の例
施設	1	官公庁	県庁、県、国の出先機関、市町村役場、市町村保健センター、警察署、教育事務所等
	2	文化施設	文化会館、公民館、図書館、美術館、博物館、市町村ホール等
	3	教育・保育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、保育所・園等
	4	医療施設（機関）	病院、診療所、歯科診療所、薬局等
	5	福祉・介護施設	知的障害児施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）等
	6	体育施設	屋内体育施設、体育館等
	7	事業所	事業所（50人以上）、事業所（50人以下）等
	8	交通機関	鉄道、バス、飛行機、船舶に関する屋内待合室等
	9	飲食店	飲食店等
	10	宿泊施設	ホテル・旅館等
	11	その他施設	
車両	12	タクシー等	タクシー等の車両